

指定管理者審査委員会（三島市放課後児童クラブ）議事録

会議名	(公募施設) 三島市放課後児童クラブ 第1回指定管理者審査委員会
日時	令和4年5月12日(木) 午前9時から午後0時10分
会場	三島市役所中央町別館3階 第4会議室
出席委員	【外部委員】 松井 元、古屋 博敏、松久 綾子(オンライン)、松井 純子、勝又 誠 【市職員】 (副市長=委員長) 市川 顯、(教育推進部長) 鈴木 佳憲、 (企画戦略部長) 飯田 宏昭
施設所管課	【教育総務課】 課長 杉山 慎太郎、主幹 高梨 大希、主事 熊谷 早紀
事務局	【政策企画課】 課長 畠 孝幸、主幹 齊藤 広道、主査 伊出 彰仁
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 開会

2 依頼状交付 外部委員(松久 綾子委員を除く。)に豊岡市長から依頼状を交付

3 市長挨拶

- ◎ 委員の任期は、指定管理者第1順位候補者の選定が終了する本年7月下旬までの任期となる予定。
- ◎ 三島市では平成16年4月に指定管理者制度を導入後、社会福祉施設を始め、市民文化会館や体育施設など、現在、22施設で指定管理者による管理運営が行われている。
- ◎ また、今回の「三島市放課後児童クラブ」は、令和3年10月に行われた、指定管理施設を所管する部課長を委員とする指定管理者制度検討特別部会において、「指定管理者制度を24施設一括で導入」、「指定期間5年」、「公募により選定」と決定している。
- ◎ より一層の利用者サービスの向上や多様化するニーズへの効果的・効率的な対応を適正に実施できる指定管理者を指定するため、委員の皆様の経験と専門的な知識による審査をお願いする。

4 委員紹介

5 施設見学【午前9時15分から午前10時まで】

北第一放課後児童クラブ、北第二放課後児童クラブ、北第三放課後児童クラブ

6 審議(進行:委員長=市川副市長)

(1) **副委員長の指名** 松井 純子 委員

(2) **公募要項(案)、業務仕様書(案)及び採点表(案)について**

ア 公募要項(案)

委員 11ページの〔審査における評価項目及び得点配分〕の「人員の配置・育成等について」が最も高い配点となっているが、放課後児童クラブの配置人員の概数はどうなっているか。

施設所管課 現在、83人程度の人員で運用しているが、全ての放課後児童クラブで定員まで利用できるように支援員を配置すると、95人程度必要になる。今回、施設を2つ増やすことで、おそらく100人以上人員が必要になると考えている。

委員 放課後児童クラブの理想像はあるのか。

施設所管課 原則は、厚労省の指針に則って運営を行うが、待機児童をゼロにする、利用者のニーズとして保育時間の延長等、全ての利用者の要望を満たせるようにしたいと考えている。

委員 それ以外にあるか。例えば、学校教育振興基本計画のような計画等を参考にしないのか。

委員 放課後児童クラブは児童福祉施設であることから、学校教育とは違うかと思う。子どもたちが放課後、家庭と同じようにリラックスでき、楽しく過ごせるような居場所であることが一番。

委員 坂放課後児童クラブは既に指定管理者制度を導入しているが、今回一括で指定管理者制度を導入することによる相違点はあるか。

施設所管課 基本的にほぼ同じだが、坂放課後児童クラブは定員に余裕があるため、農家の繁忙期だけの利用や、児童クラブがある坂小学校が小規模特認校であるため、保護者の送迎を待つ児童も利用している。指定管理者制度へ移行した場合は、坂放課後児童クラブ以外の児童クラブでも定員に余裕があるところは、同様の取扱いができるものと思う。

委員 指定管理者としての実績がある団体に、他の自治体等の指定管理の収支決算書を実績として出してもらうことができるか。

施設所管課 様式4-1「三島市放課後児童クラブの管理運営に関する事業計画書」の「1 応募者の主な業務実績」に実績については、記載があるが、決算までは想定していない。

委員 団体が良好に事業を実施しているのであれば、「1 応募者の主な業務実績」の「管理期間」に現在まで継続して実施しているのでは。そういう点で、実績を確認できるのではないか。

委員 労務関連法令等チェックリストは、添付書類は不要でよいか。

施設所管課 事業者が確認し、自己申告で書面提出いただくものであり、添付書類の提出までは求めていないが、不備が判明した場合には違反となる。

委員 人員不足が問題となっているが、待遇改善はできないか。

施設所管課 支援員の処遇は、現在、市が任用している処遇と同等以上となる見込みである。令和3年度に実施したサウンディング型市場調査に参加した事業者からは、人員確保に期間が必要であると聞いているため、通常、市では11月議会で指定管理者の指定の議決を経る取扱いだが、あえて9月議会に上程するところだ。

イ 業務仕様書(案)

委員 支援員が長期の病気休暇等になったとき、その支援員の代替として、他の児童クラブから流動等することで対応することができるか。

施設所管課 団体が考える必要があるが、団体で対応できるのであれば、問題ないと思う。

委員 8(ク)で、「支援員に年1回以上の健康診断を受診させ、健康状態を確認すること。」と規定されているが、坂放課後児童クラブはどのような運用となっているか。

委員 特に受診させてはいないが、特定健診等を受診していると報告を受けている。今後、この点は、どのような対応になるのか。

施設所管課 団体で健康診断を受診してもらうことになる。なお、健康診断にかかる費用は、事業者負担として指定管理料に含まれる。

委員 16(6)で、「現在児童クラブに勤務し、今後も勤務を希望する者については、安定した児童クラブの運営のため、継続を積極的に検討すること。」と規定されているが、成績不良者も雇用せざるをえないと捉えられないか。

委員 現在の規程では、採用とまでは記載されていないが…

委員 現在の児童クラブの職員の労働契約を1回解消して、指定管理者と再労働契約を締結する流れでよいか。

施設所管課 はい。

委員 個別に面談を実施の上などの書きぶりにしようかと考えたがどうか。

委員 継続雇用という文言は正確な文言か。

委員 労働契約を1回解消しているため、継続雇用とは違う。

委員 長 継続雇用という文言がどうかという意見があるため、「継続」の文言を除いてよいか。

委員 はい。

委員 長 では、そのように修正をすることとする。

委員 7で対象児童の範囲を超えて入所させることができるとあるが、どのような児童を想定しているか。

施設所管課 児童クラブを利用する場合の保護者要件として、就労、介護等があるが、就労に絞って説明すると、児童クラブが開館している午後1時から午後6時までの間で3時間以上、かつ月16日以上勤務するという要件がある。誰でも利用できるとなると児童クラブの趣旨から外れてしまう。想定しているのは、保護者が就労しているが、要件に満たない児童等、市の入会要件に近

い児童を優先する形の運用を考えている。そのほかに、坂小学校の特任制度を利用して児童などが想定される。

ウ 採点表（案）

委員 採点の配分が 400 点満点では委員間でばらつきが大きくなってしまわないか。採点基準をもっと明確にする必要はないか。

委員長 事業者の優先順位の決め方としては、獲得した点数が全体の 6 割以上である前提となる。そのうえで、最高評価を与えた委員の人数が多い事業者から順に優先順位を決める。委員ごとの点数のつけ方にばらつきがあっても、影響なく評価ができるのと考えている。

委員 採点表（メモ）の経営状況の判断書類が「団体又はグループに関する書類」となっているが、様式 5-1 を使用するという理解でよいか。

施設所管課 募集要項 7(2)に任意様式でその記載内容等について規定されているため、その任意様式による書類で御判断いただきたい。

委員 書類審査の点数と書類審査及びヒアリングによる点数のうち、最終的な点数は、書類審査及びヒアリングによる点数ということでよいか。

施設所管課 はい。

委員長 本日の審議は、以上とする。

7 閉会

事務局 次回の指定管理者審査委員会は、令和 4 年 7 月 26 日（火）午後 1 時から市役所本館第 2 会議室で行う。内容は、団体からのヒアリングや質疑等である。なお、次回の委員会の 2 週間程度前に、団体から提出されました書類等を、委員に送付するので、書類が届いたら、仮採点をお願いし、次回の審査委員会に、当該採点表をお持ちいただき、当日の団体からのヒアリングにより、総合的に最終の評価をお願いしたい。また、審査委員会を円滑に進めるため、団体が提出した申請書類に関する質問等については、事前に提出いただきたい。